

# 協働によるまちづくりに関する本市の取組

## 本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則

### 自治基本条例(H17施行)

#### 第3条抜粋(定義)

**市民**とは、区域内に住所を有する人、区域内で働き、若しくは学ぶ人又は区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

**協働**とは、市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

#### 第32条(協働推進の施策整備等)

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

## 関係する方針等

### 市民活動支援指針(H13策定)

～4つの支援の柱(人材・資金・場・情報)～

※市民活動とは、市民が自発的、継続的に参加し、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動。

### 協働型事業のルール(H20策定)

～6つの原則(目的共有・対等関係・相互理解・役割分担・公開性・評価)～

※市民活動団体と行政の協働のみを対象。

## 多様な主体との連携・協力に関する主な施策

### 市民活動団体

- 市民活動支援事業
  - ・かわさき市民公益活動助成金
  - ・人材育成・交流会・情報発信 など
- NPO法人の認定・条例指定等に関する事業
- ★(公財)かわさき市民活動センター

### 地縁型組織

- 町内会・自治会会館耐震化事業
- 地域振興事業
  - ・町内会全連合会の活動支援 など
- ★(公財)川崎市市民自治財団

※その他、各施策における、各種団体等との連携・協力

### 企業

- CSR推進事業
  - ・包括協定の締結及び各種事業の実施

### 事業者

- コミュニティビジネス振興事業
  - ・起業セミナー・相談窓口の設置・交流会・情報発信 など
- コミュニティビジネス支援融資補助事業
- 介護事業、障がい者支援などの福祉事業
- ★(公財)川崎市産業振興財団

### 大学等教育機関

- 大学連携推進事業
  - ・包括協定の締結及び各種事業の実施